

公益財団法人熊本県学校給食会定款

平成 23 年 5 月 31 日 議 決

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人熊本県学校給食会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、熊本県内の学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実、発展に努めることにより、学校における食育の推進を支援することで、広く児童生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校給食用物資の安定供給に関する事業
- (2) 学校給食の普及充実及び食育の推進に関する事業
- (3) 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県内において行うものとする。

第 3 章 財産及び会計

(財産の種類)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分し、又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の 3

分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
(以

下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理

事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

3 前2項の事業計画書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければ

ならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、理事長が次の書類を作成

し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書

類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければなら

ない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定

款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員及び評議員の名簿

(3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載し

た書類

3 前2項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規

定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2

項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借

入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経なけ

なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の決議を経なければ

ならない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律

第48号。以下、「一般法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選出する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超え

ないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を

維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。

以下、「認定法」という。)第2条第3号の公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の

合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めにあるものに

あつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する

大学共

同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人又は認可法人

3 評議員会会長は、評議員会において選出する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければな

らない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第12条に定める定数に不足が生じるときは、任期の満了又は辞任により退任し

た後も、

新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員に対する対価として、報酬を支給することができる。その額は毎年総額50万円を超え

ないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用

に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員及び評議員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(3) 役員の報酬の総額の決定

(4) 定款の変更

(5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

(7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。ただし、評議員会会長が出席できない

ときは、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなけれ

ばならない。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、

議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、

当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該

事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録によ

り同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上

が記名

押印しなければならない。

第 5 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(種類及び定数)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を常務理事として置くことができる。

3 前項の理事長をもって、一般法上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第 27 条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者

の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の

合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、その日から 2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に

届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務に係る

執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表して、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状

況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の

調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の

終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第26条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、

新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第31条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任

することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上

の者の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第32条 常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には、その対価として評議員会において別に定

める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用

に関する規程による。

第2節 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次の事項の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求が

あったとき。

(3) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により監事が招集する場合

を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定により、理事会の招集を請求されたときは、その請

求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5

日前までに各役員に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開

催することができる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できないときは、理事会に

おいて出席した理事の中から選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決

する。ただし、議長は可否同数の場合を除き、議決に加わらない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につ

いて、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたと

きは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、

当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長

及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を

経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに

第13

条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第46条に規定する公益認定の取消し等

に伴う贈与については変更することはできない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を

経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第13条第1項に規定する評議員の

選任及び解任の方法について変更することができる。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をするときは、その事項の変更につき、

行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第44条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議に

より、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、理事長はあらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令

で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(そ

の権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的

取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以

内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第

5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類等を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可及び登記等に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (7) 事業計画書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第50条第2項に規定す

る熊本県学校給食会情報公開規程によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等

を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める熊本県学校給食会情報公開規

程によるものとする。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第52条 この法人に関する公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第9章 補 則

(委 任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により

別に

定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。

次項において、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った

ときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の

日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 高村 秀夫 三角 陽司 日吉 亜由美 中林 健次 原田 力子 本田 榮子

坂本 哲朗 石井 二三男

監事 本田 勝範 岳元 さよ子

4 この法人の最初の理事長は、石井 二三男とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

森永 好誠 岩瀬 勝二 太田 篤洋 森田 優二 佐伯 実範 作田 潤一 原田 登美子

亀丸 博子 赤峰 洋次 坂本 茂昭

6 財団法人熊本県学校給食会の寄付行為は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

この定款は、平成27年3月17日から施行する。（第2条、第8条、第17条、第18条一部改正）